

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>保管振替機構等の規則</u>の適用)</p> <p>第25条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、<u>保管振替機構が定める株券等に関する業務規程</u>に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>(<u>証券保管振替機構業務規程等</u>の適用)</p> <p>第25条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、<u>保管振替機構が定める業務規程</u>に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>